

製品安全に係る人材育成研修 1日目

ガイダンス講座

2015年2月18日 13:10 ~ 13:40

上席コンサルタント

田村 直義

株式会社 インターリスク総研

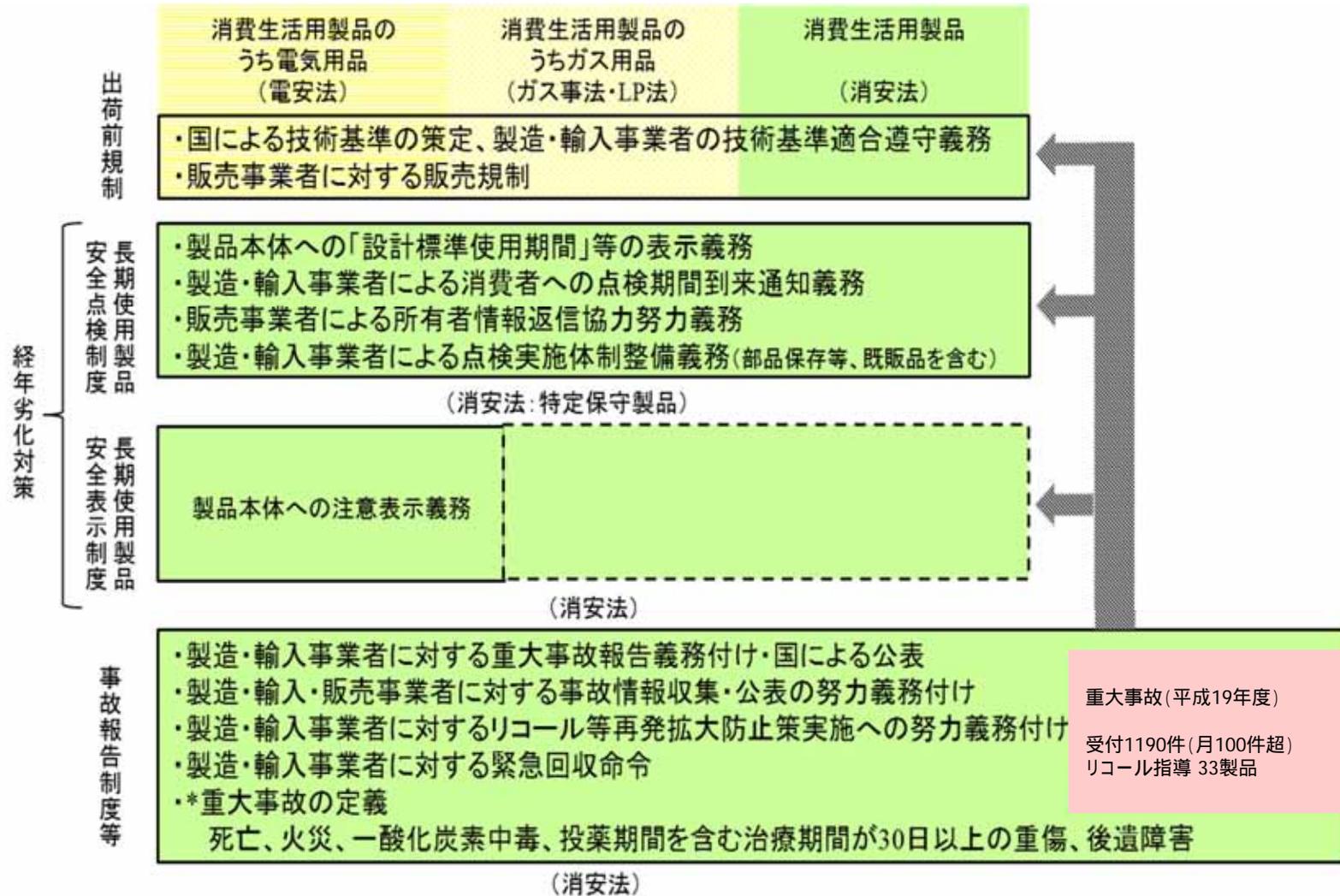
MS&AD INSURANCE GROUP

本日のテーマ

1. 安全に関する法的責任
2. 安全に関する社会的責任
3. 経済産業省の取組
4. 本研修のプログラム紹介

1. 安全に関する法的責任

(1) 製品安全四法の体系

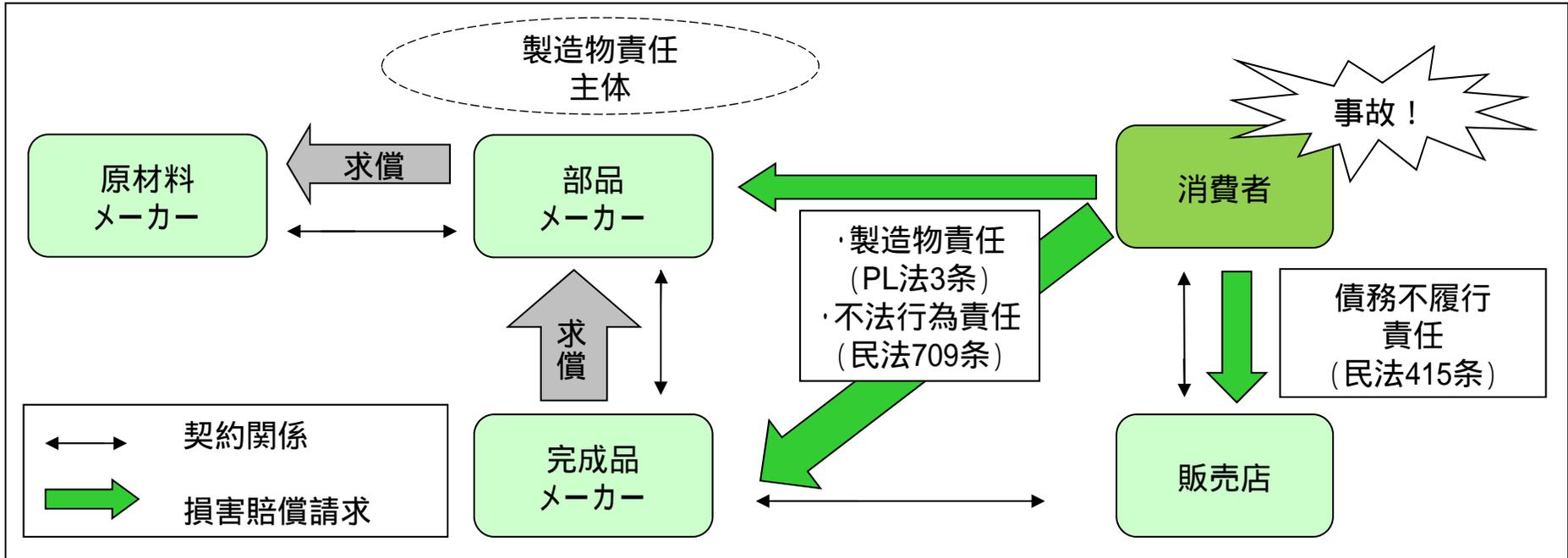


消費生活用製品安全法等製品安全四法の概要

[出所: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/daiw3/siryou4.pdf>]

1. 安全に関する法的責任

(2) 民事上の責任



自転車販売店で自転車を購入し、使用していたところ、走行中にペダルが突然外れたため、バランスを崩して転倒骨折した。

消費者は販売店に対して、販売店におけるペダルの組み付けが不良が原因であるとして、損害賠償請求する。

消費者は自転車メーカーに対して、製品の欠陥が原因であるとして、損害賠償請求する。

完成品メーカーは部品メーカーに対して、ペダルの欠陥が原因であるとして、損害賠償金を求償する。

1. 安全に関する法的責任

区分	概要	相違点
債務不履行責任	契約関係にある当事者間で契約を破るとい違法な行為により、他人に損害を与える場合に相手方に負う責任	契約当事者間に限定 過失責任
不法行為責任	故意または過失により他人に損害を与えた場合に被害者に負う責任	契約当事者間に限定しない 過失責任
製造物責任	<不法行為責任の一類型> 製品に関連する事故で、製造業者等が被害者に対して負う責任	契約当事者間に限定しない 無過失責任

区分	概要	事例
不法行為責任 故意又は過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	民法 第709 条 「故意または過失」 ・故意: 損害の発生を認識しながら、あえて (=わざと) 行為をする場合 ・過失: 損害の発生を認識せず、不注意で行為する場合 (= 注意義務違反) 「損害の発生」 「故意または過失と損害の発生の因果関係」	製造時業者等の過失により、欠陥製品が 出荷され、 ・使用者がケガ又は死亡 ・建物や家財が損傷

問題点

かつては製品事故が発生した場合についても、被害者が製造事業者等の「過失」を証明する必要があった。しかし技術的に素人である消費者が、高度かつ複雑な現在の流過程における事業者等の過失の証明は困難
被害者の立証責任軽減の必要性

製造物責任法の制定へ

1. 安全に関する法的責任

製造物責任の特徴

欠陥責任の原則

被害者(原告)側の立証事項

- a. 製品の欠陥(加害者の過失は不要)
- b. 損害の発生
- c. 上記a.とb.との因果関係

契約当事者以外でも責任追及可能

例) 契約関係にない完成品メーカーや部品・原材料メーカーも責任追及できる

種類	概要
設計上の欠陥	製品の開発・設計段階から安全面での配慮不足や構造的な問題があった場合
製造上の欠陥	製造過程の不備等により、設計段階で想定していた安全性が発揮できない場合
指示・警告上の欠陥	取扱説明書の使用上の注意や警告ラベルの表示が不十分である場合等

1. 安全に関する法的責任

(3) 刑事責任

	要件	効果	実例
<p>業務上 過失致死傷罪</p> <p>業務上必要な注意を怠り、 よって人を死亡させる又は傷害させる犯罪 (刑法211条 1項前段)</p>	<p>業務 = 社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、 生命・身体に危険を生じ得るもの</p> <p>必要な注意を怠ったこと (= 過失)</p> <p>上記過失と被害者の死亡・傷害との因果関係</p>	<p>5年以下の懲役 若しくは禁錮又は100万円以下の罰金</p>	<p>大型トレーラーから外れたタイヤが歩行中の女性にあたり死亡した事件。</p> <p>地裁: 「欠陥の把握は可能」であり、「放置すれば人に危害が及ぶことも容易に予測できた」として当時の市場品質部長と同部グループ長に有罪判決(禁錮1年6月、執行猶予3年)。</p> <p>高裁: 地裁判決支持。 「事故原因を強度不足と断定できなくとも、その疑いがあった時点でリコールしていれば当該事故も防止できた」とした。</p> <p>最高裁: 上告棄却。 事故原因は「強度不足の欠陥であった」と認定され、有罪判決 確定。</p>

1. 安全に関する法的責任

(4) 会社法に基づく内部統制システム構築義務、善管注意義務

会社法施行規則第100条1項

法(注:会社法)第362条第4項第6号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- (1号)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 リスクマネジメント
- (2号) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (3号)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 コンプライアンス
- (4号) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 企業グループ
- (5号)当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る 企業集団における業務の適正を確保するための体制

<会社法330条> 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。



<民法644条>

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(善管注意義務 =

会社経営を行う上で、役員は役員の地位にある者ならば当然と考えられる注意を尽くさなくてはならない)

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取締役会決議が義務化
(大会社・委員会設置会社)

取締役はこの決議を行ったにもかかわらず、同方針自体が社会の要請に照らして妥当でない、または、同方針に沿った内部統制システムの構築・運用が適切になされなかったために、会社に損失が発生した場合

善管注意義務違反により、損害賠償請求されるおそれ

1. 安全に関する法的責任

Q. 善管注意義務違反により、損害賠償請求をされないためには？

A. 経営判断の原則(以下の3条件が整えば、裁判所としては「善管注意義務違反」とは判断しないという考え方)に適合すること！

1. 経営判断の前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったこと
2. 意思決定過程において著しい不合理がなかったこと
3. 判断をしたときの経営情勢・業界の取引状況、その他の客観的事情のもとにおいて、当該判断の内容が、著しく合理性を欠いていると認められないこと

経営者は、会社と委任契約関係にあり「経営のプロ」に相応しい高度な注意義務(善管注意義務)を負っている。

Q1. 内部統制システムの構築・運用にあたっては、会社法等で定められた義務を果たし、善管注意義務違反を回避すればよいのか？

A1. これらは最低限の要求事項である。そもそも企業の経営理念の本旨に照らせば、企業が本来目指すべきものは、企業価値の最大化、企業を取り巻くステークホルダーのリスクの最小化である。
これらを実現するためには、内部統制システムの実効性を確保すること(安全管理態勢の整備・維持・改善)が重要である。

2. 安全に関する社会的責任

(1) ISO26000(組織の社会的責任に関する手引き)と安全

ISO26000(社会的責任に関する手引き)2.18にて、企業を含む組織の社会的責任を定義

組織の決定および活動が社会および環境に及ぼす影響に対して次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任

- 健康および社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献する
- ステークホルダーの期待に配慮する
- 関連法令を遵守し、国際行動規範と整合している
- その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される

製品安全に関する社会的責任とは、製品の安全・安心を確保するために、以下のような取組を実施し、さまざまなステークホルダーの期待に応えることを指す。

法令等を遵守した上でさらにリスクの低減を図ること

消費者の期待を踏まえて製品安全基準を設定すること

製造物責任を負わないことに終始するのみならず製品事故の防止に努めること

消費者を含むステークホルダー(利害関係者)とのコミュニケーションを強化して信頼関係を構築すること

将来的な社会の安全性や社会的弱者にも配慮すること

有事の際に迅速かつ適切に行動することにより被害拡大防止を図ること

消費者の苦情や紛争解決のために、適切かつ容易な手段を提供すること

表1-1 製品安全に関する事業者の社会的責任

(出所:製品安全に関する事業者ハンドブック、経済産業省、2012年)

2. 安全に関する社会的責任

(2) 予防的アプローチ

コラム1 予防的アプローチの理解

リスクアセスメントを本格的に導入し、リスク低減対策を検討し実施する上では、「予防原則」を正しく理解する必要があります。「ISO26000 組織の社会的責任 6.5.2.1.原則」において、予防的アプローチについて規定されています。

予防的アプローチ

環境と開発に関するリオ宣言、並びにその後の宣下及び合意に基づく。これらの宣言及び合意は、**環境又は人間の健康に対する重大な害又は不可逆的な害が生じるおそれがある場合、十分な科学的確実性がないことを理由にして環境劣化又は健康被害を予防する費用対効果の高い対策を先延ばしにすべきでないとする考え方を前進させたものである**。組織がある対策の費用対効果を考える場合には、その組織にとっての短期的な経済費用だけでなく、その対策の長期的な費用便益を考えるべきである。

また、環境と開発に関するリオ宣言 国連環境開発会議(地球サミット:1992年 リオ・デ・ジャネイロ)では以下のとおり規定されています。

第15原則

環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。

たしかに科学的技術的な知見の蓄積があり、予想発生頻度や予想発生危害程度を精緻に見積もることができ、残留リスクに対する社会的評価(社会的な許容可能性)の統一的価値感が明白である場合には、リスク評価の結果を踏まえた対策の意思決定に迷うことはないものと思われまます。

しかし、知見が不足しているために頻度や危害程度を見積もることが困難な場合や、さまざまな利害関係者のリスク評価の価値観が多様である場合には、リスク評価の結果を踏まえた対策の意思決定は困難なものとなります。この際に、**発生が疑われる危害が、重大なものであったり、取り返しのつかない事態を招くものであれば、たとえ科学的に十分な証明がなされていなくても、より安全な社会を作るために、製品単位や企業単位ではなく社会的視点から費用対効果の高い対策を講じることが望ましい**、というのが予防的アプローチの基本的な考え方です。

これらを踏まえ、リスクアセスメントを実施する上で、危害発生の科学的証明が十分でないことを理由にして、ある危害を評価対象から除外したり、安易にリスクを小さく見積もることのないように留意する必要があります。

コラム1 予防的アプローチの理解

[出所:製品安全に関する事業者ハンドブック、経済産業省、2012年]

3. 経済産業省の取組

製品安全自主行動計画 策定のためのガイドライン

リコール ハンドブック2010

リスクアセスメント ハンドブック((第一版)

< 2010年度弊社受託事業 > リスクアセスメント ハンドブック(実務編)



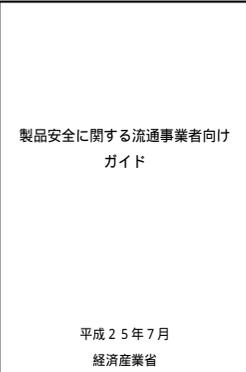
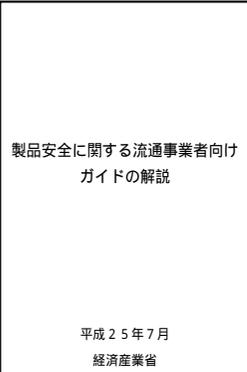




< 2011年度弊社受託事業 > 製品安全に関する 事業者ハンドブック




< 2012年度弊社受託事業 > 製品安全に関する流通事業者向けガイド 製品安全に関する 流通事業者向けガイドの解説




3. 経済産業省の取組

経済産業省「平成26年度 商取引適正化・製品安全に係る事業(事業者の製品安全人材に関する調査研究)」のコンセプト説明

前ページの各種のガイドおよびハンドブック類を踏まえて、製品安全確保をより確実なものとし、安全・安心な社会を実現するためには、事業者を含む産官学における製品安全に携わる人材の育成面においても、しかるべき支援が必要である。

特に、製品安全に関する幅広い経験と能力を有し、同時に特定分野においては高度な専門性を要する人材を育成するためには、しかるべき研修プログラムが必要不可欠である。

製品安全に関するコンピテンシー(要求される経験と能力)を見える化する

コンピテンシー実現に必要な研修プログラム・有益な研修プログラムを立案する

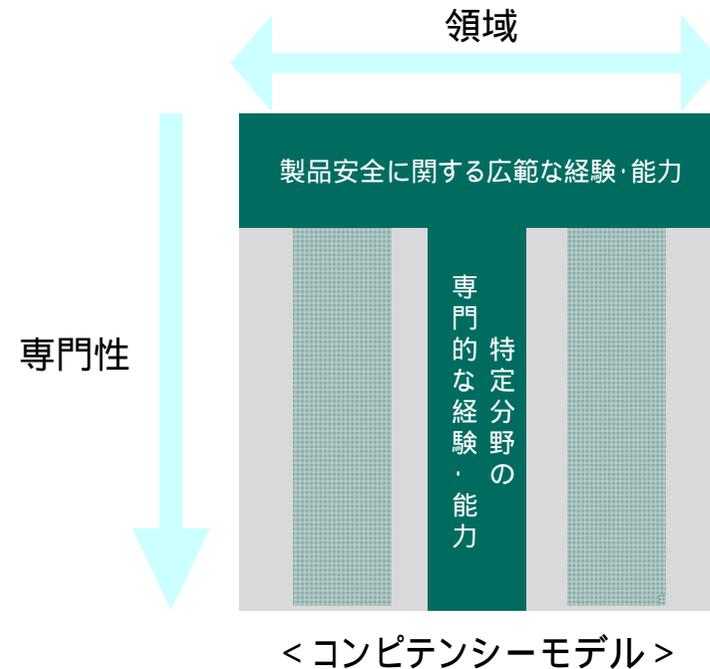
3. 経済産業省の取組

製品安全人材育成ビジョン

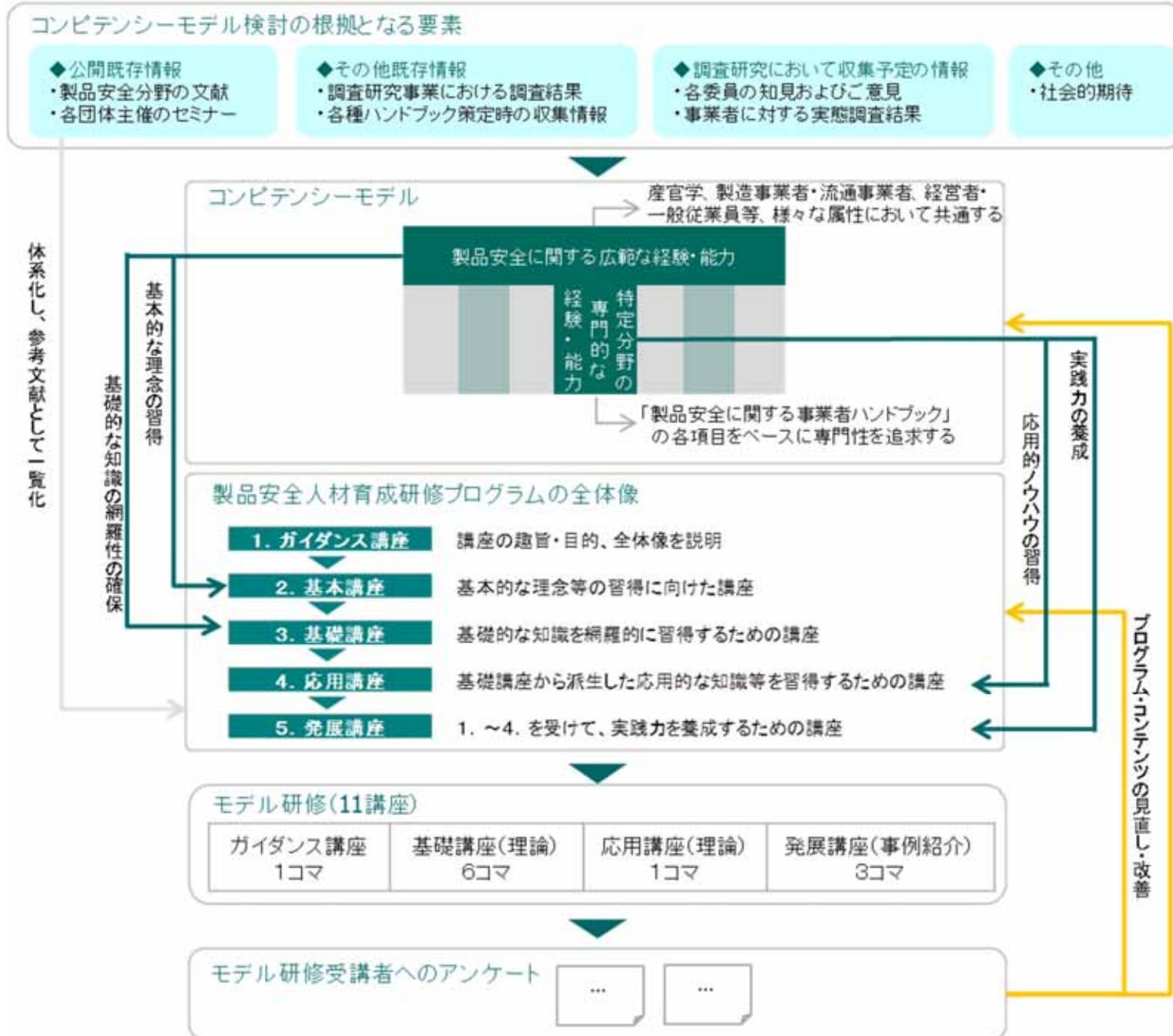
- 本事業により開発されたプログラムは、製品安全に関する高度な人材の育成に効果的であるとのステータスが確立されている
- 製品安全に関する高度な人材が一定数育成されている
- さまざまなステークホルダーに期待を踏まえたプログラムの継続的改善スキームが確立されている

産官学に共通する製品安全人材のコンピテンシー

「製品安全に関する広範な経験・能力」
+
「特定分野の専門的な経験・能力」



研修全体像(イメージ)



3. 経済産業省の取組

研修講座テーマ(イメージ)

製品安全入門

国内外における
製品安全に関する
制度と近年の動向

製品安全確保に向けた
具体的取組

安全哲学・安全理念の解説

製品安全と
リスクアセスメント

ステークホルダーとの
連携・協働

製品P L 訴訟の要点

リコール対応の要諦とISO10393

判例分析・事件事例分析

製品不具合発生時の対応

製品安全と人材育成

流通事業者向け
製品安全に関するガイドの解説

その他

ケーススタディ
グループディスカッション

4. 本研修のプログラム紹介

1日目 2月18日（水）

時間	講座	講師	講座内容	予定項目
13:00 ～ 13:10	ご挨拶	経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課		
13:10 ～ 13:40	ガイダンス講座	(株)インターリスク総研 上席コンサルタント 田村 直義 氏	本研修講座の趣旨・目的、全体像を説明します	別紙参照
13:40 ～ 15:10	- 基調講演 - 製品安全とは (製品安全入門)	明治大学 名誉教授 向殿 政男 氏	「安全とは」「リスクとは」など、製品安全を考える上で全ての関係者が共通認識として有しておいてほしい事項について解説します	別紙参照
	- 休憩 -			
15:20 ～ 16:20	製品安全に関する 法令の概要と 行政の各種施策	経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課	製品安全に関する規制の体系、製品安全政策と今後の国内外における動向について解説します	別紙参照
	- 休憩 -			
16:30 ～ 17:30	事業者における 好取組	(株)ニトリ 専務取締役 品質業務改革室長 杉山 清 氏	製品安全に関する好取組事例を紹介します	別紙参照

4. 本研修のプログラム紹介

2日目 2月24日（火）

時間	講座	講師	講座内容	予定項目
13:00 ～ 14:00	製品安全管理態勢の概説	(株)インターリスク総研 上席コンサルタント 田村 直義 氏	「製品安全に関する事業者ハンドブック」及び「製品安全に関する流通事業者向けガイド」の内容を踏まえ、製品安全管理態勢の整備における要点を解説します	別紙参照
	- 休憩 -			
14:10 ～ 15:10	リスクアセスメントの基本思想と概要	製品安全コンサルタント 高杉 和徳 氏	リスクアセスメントの基本的な考え方と各種手法について解説します	別紙参照
	- 休憩 -			
15:20 ～ 16:20	事故事例の紹介と誤使用防止のための留意点	(独)製品評価技術基盤機構 製品安全センター 参事官 長田 敏 氏	NITEでの製品事故調査をもとに動向を紹介するとともに、燃焼器具、電気製品、日用品の事故事例とその原因を紹介。また、製品事故の原因でもっとも多い「誤使用防止」の観点から、事業者に求められる対策のポイントを解説します	別紙参照
	- 休憩 -			
16:30 ～ 18:00	事業者における好取組	日立アプライアンス(株) 品質保証センタ センタ長 巻島 文夫 氏	製品安全に関する好取組事例を紹介します	別紙参照

4. 本研修のプログラム紹介

3日目 3月3日(火)

時間	講座	講師	講座内容	予定項目
13:00 ～ 14:00	製品事故発生時・ リコール実施時の対 応のポイント	(株)インターリスク総研 上席コンサルタント 田村 直義 氏	製造物責任法やPL判例も踏まえ、製品事故発生時 やリコール対応時における取組のポイントについて 解説します	別紙参照
	- 休憩 -			
14:10 ～ 15:10	事業者における 好取組	(株)バンダイ プロダクト保証部 品質マネジメントチーム 小宮山 真稔 氏	製品安全に関する好取組事例を紹介します	別紙参照
	- 休憩 -			
15:20 ～ 16:30	- 総括講演 - 製品安全を担う 人材として 求められる役割	長岡技術科学大学 システム安全系 教授 三上 喜貴 氏	本講座の総括とともに、事業者において製品安全を 担う人材に求められる役割・期待について解説しま す	別紙参照

照会先

株式会社 インターリスク総研

101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス

上席コンサルタント

田村 直義

TEL: 03-5296-8912 FAX: 03-5296-8941

ガイダンス講座別紙 各講座の詳細

日程	講座	講師	予定項目			
1 日目 (2 月 18 日)	ガイダンス講座	㈱インターリスク総研 上席コンサルタント 田村 直義 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■安全に関する法的責任 ■安全に関する社会的責任 ■経済産業省の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■本研修のプログラム紹介 		
	－基調講演－ 製品安全とは (製品安全入門)	明治大学 名誉教授 向殿 政男 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■安全の常識 <ul style="list-style-type: none"> ・製品の安全はライフサイクル全体で ・製品安全のステークホルダー ■安全の基本 <ul style="list-style-type: none"> ・安全の定義 ・リスクの定義 ・危害の定義 ・許容可能なリスク ・安全の判定基準 	<ul style="list-style-type: none"> ■安全設計の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメントとは ・リスクアセスメントの手順 ・安全設計の3ステップ ・本質安全設計 ・設計者の心得 ・合理的予見可能な誤使用 ■安全規制の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・製品安全におけるスクラム ・製品安全関連の法体系 ・消安法の仕組み ・国の規制側と安全文化 ・望ましい安全の体制 	<ul style="list-style-type: none"> ■消費者の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の心得 12 か条 ・製品安全における消費者の役割 ■企業トップの考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・安全はコストではなく投資 ・企業の競争力は安全にあり ・事故への対応 ・企業トップの心得 ■安全学の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・安全には共通の考え方、構造がある ・安全学の視点 ・共通言語としての安全学 ・学問としての安全学 ・安全を守る四つの柱 ・安全学の構造 	<ul style="list-style-type: none"> ■まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・顧客と企業との役割の分担と融合 ・顧客は安心を求めている ・安全と安心とは異なる ・安全・安心の方程式 ・安全の基本は情報公開である ・安全はお客と共に作る時代 ・新しい安全の文化創造へ
	製品安全政策について	経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課 伊奈 友子 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■製品事故の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の製品安全施策の概要 ・製品安全四法による事前規制 ・電安法の改正(性能規定化/公的規格の活用と整合規格の整備) ・技術基準違反への対応 ・経年劣化対策(長期使用製品安全点検制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■自主的な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■事故被害の拡大防止 <ul style="list-style-type: none"> ・製品事故の報告・通知 ・製品事故情報の受付状況の紹介 ・リコール対応 ■消費者への普及啓発 		
	事業者における 好取組① 製品安全への 取り組み	㈱ニトリ 専務取締役 品質業務改革室長 杉山 清 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■多面的な製品安全検証の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ニトリにおける製品開発 (リバース・エンジニアリング) ・製造工場における製品安全 ・商品テストの充実 ・検品センターの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■取引先との製品安全文化の共創 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲスト・エンジニア制度 ・品質保証マニュアルの共有 ・取引先工場指導による技術の系列化 ・小集団活動 	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成による各現場の組織力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・製品安全・品質技術者認定制度 	

日程	講座	講師	予定項目				
2日目 (2月24日)	製品安全管理態勢の概説	(株)インターリスク総研 上席コンサルタント 田村 直義 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■はじめに～製品安全に関する社会的責任～ ■ISO10377の概説 	<ul style="list-style-type: none"> ■製品安全に関する事業者ハンドブック等の概説 ■各種ハンドブックの活用方法 ■おわりに～企業の社会的責任と技術者の倫理～ 			
	リスクアセスメントの基本思想と概要	製品安全コンサルタント 高杉 和徳 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■リスクアセスメントとは ■リスクアセスメントの目的 ■リスクアセスメントの手法 	<ul style="list-style-type: none"> ■リスクアセスメントの適用事例 ■リスクアセスメントの今後 			
	事故事例の紹介と誤使用防止のための留意点	(独)製品評価技術基盤機構 製品安全センター 参事官 長田 敏 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■事故事例の紹介 ・誤使用事故事例 カセットこんろ、IHこんろ、電子レンジ、ガスこんろ、ヘアドライヤー、ガス湯沸器機等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と子どもの事故 	<ul style="list-style-type: none"> ■誤使用防止のための留意点 ・事業者が行った誤使用対策例 		
	事業者における好取組② 弊社の製品安全に対する取組み	日立アプライアンス(株) 品質保証センタ センタ長 巻島 文夫 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■事故事例 ・自社における製品事故事例の紹介 ■製品安全を確保するための体制作り ・日立QF理念制定 ・死に様試験開発 ・家電統一指針制定 ・PL法対応ガイドライン制定 	<ul style="list-style-type: none"> ■お客様にリスクが許容される製品作り ・PS・品質意識高揚活動 ・PSPTA手法の開発 ・製品安全確保プロセスの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ■お客様に安心をお届けする取組み ・製品安全自主行動計画 ・家電統一指針改定 ・事故発生時の対応フロー ・情報開示強化 ・消費者権利の尊重 ・製品安全対策優良企業表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ■より積極的な事故未然防止への取組み ・お客様との連携強化(情報提供/消費者教育支援) ・消防との連携強化(リコール回収依頼他) ・販売店・サービス部隊との連携強化 	
日程	講座	講師	予定項目				
3日目 (3月3日)	製品事故発生時・リコール実施時の対応のポイント	(株)インターリスク総研 上席コンサルタント 田村 直義 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■はじめに～製品事故が企業に与える影響～ ■製品不具合発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ■ISO10393を踏まえたリコール対応の要諦 ・ISO10393の概要 ・リコール実施にあたってのポイント ・リコール対応のための事前準備 	<ul style="list-style-type: none"> ■おわりに ・ISO10393の活用方法 ・誤った考え方と正しい考え方 		
	事業者における好取組③ 製品安全に対する取組み	(株)バンダイ プロダクト保証部 品質マネジメントチーム 小宮山 真稔 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■安全な製品を製造するための取り組み ・バンダイ品質基準 ・誤使用の想定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■製品を安全に使用してもらうための取り組み ・注意表示やそれを見やすくする工夫 ・「Web相談センター」と「おもちゃ安全ガイド」等 	<ul style="list-style-type: none"> ■出荷後に安全上の問題が判明した際の取り組み ・客観的なリスク判断 ・危害案件に対応して改善した例 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■製品安全文化構築への取り組み ・協力メーカー様との情報共有 ・生産工場様とのコミュニケーション 等 	
	ー総括講演ー 製品安全を担う人材として 求められる役割	長岡技術科学大学 システム安全系 教授 三上 喜貴 氏	<ul style="list-style-type: none"> ■製品安全実務責任者の製品安全理念 ■製品安全実務責任者の実務パフォーマンス ■製品安全に関するコンピテンシー(要求される能力・経験) 	<ul style="list-style-type: none"> ■有用な研修プログラム案 ■本研修の振り返りと総括 			